

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

(1) 高崎市の担当部局

中心市街地の活性化推進に向けて、平成14年4月1日に商工部内に中心市街地活性化担当（専任係長1名）を設け、平成19年4月1日より専任係長2名体制で、さらに平成20年4月1日からは、商工部を商工観光部に名称変更し、商業、観光事業の強化を図るとともに、中心市街地活性化関係機関連携と中心市街地活性化基本計画の進行管理を一括して行う中心市街地活性化担当と中心市街地活性化事業を担当する商業振興担当の2担当（職員6名）による取組みを行っている。

(2) 庁内の連絡調整のための会議組織

庁内の中心市街地活性化推進体制として、平成10年9月1日に「高崎市中心市街地活性化対策推進本部」、平成13年11月1日に「高崎市中心市街地活性化推進委員会」、平成8年7月5日「高崎市中心市街地活性化検討委員会」を設置し、旧基本計画の策定及び事後評価の実施に取り組んできた。新たな中心市街地活性化基本計画の作成にあたっては、平成19年5月1日より、基本計画に掲げる事業の検討、各部局間の連携・調整等を行ってきた。

推進本部及び両委員会の構成員及び開催経過は以下のとおりである。

《高崎市中心市街地活性化対策推進本部の構成員》

	部局名	職名	備考
1		副市長	本部長
2	商工観光部	商工観光部長	副本部長
3	市長公室	市長公室長	
4	市長公室	企画調整課長	
5	財務部	財務部長	
6	財務部	財政課長	
7	市民部	市民部長	
8	保健医療部	保健医療部長	
9	商工観光部	産業政策課長	
10	建設部	建設部長	
11	都市整備部	都市整備部長	
12	教育部	教育部長	
13	教育部	中央図書館長	

《高崎市中心市街地活性化推進委員会及び検討委員会の構成員》

高崎市中心市街地活性化 推進委員会			高崎市中心市街地活性化 検討委員会		
	職名	備考		職名	備考
1	商工観光部長	委員長	1	商工観光部産業政策課長	委員長
2	都市整備部長	副委員長	2	商工観光部商工振興課長	副委員長
3	企画調整課長		3	都市整備部都市計画課長	副委員長
4	文化課長		4	市長公室企画調整課企画調整担当係長	
5	財政課長		5	市長公室文化課文化振興担当係長	
6	地域交通課長		6	財務部財政課財政担当係長	
7	保健医療総務課長		7	市民部地域交通課公共交通担当係長	
8	産業政策課長		8	保健医療部保健医療総務課総務担当係長	
9	商工振興課長		9	商工観光部産業政策課中心市街地活性化 担当係長	
10	観光課長		10	商工観光部商工振興課商業振興担当係長	
11	土木課長		11	商工観光部観光課観光振興係長	
12	建築指導課長		12	建設部土木課計画担当係長	
13	都市計画課長		13	建設部建築指導課建築指導担当係長	
14	スマートインター整 備室長		14	都市整備部都市計画課計画担当係長	
15	市街地整備課長		15	都市整備部都市計画課土地利用担当係長	
16	都市施設課長		16	都市整備部スマートインター整備室事業 担当係長	
17	公園緑地課長		17	都市整備部市街地整備課開発推進担当係 長	
18	教育総務課長		18	都市整備部市街地整備課管理担当係長	
19	中央図書館長		19	都市整備部都市施設課管理担当係長	
20	高崎経済大学事務局 研究推進課長		20	都市整備部公園緑地課事業担当係長	
			21	教育部教育総務課施設担当係長	
			22	教育部中央図書館次長（兼）庶務担当係長	
			23	高崎経済大学事務局研究推進課研究支援 担当係長	
			24	都市整備部都市集客施設整備室整備担当 係長	

《委員会等の開催経過》

日時	会議名	議題
平成19年 5月18日	中心市街地活性化対策推進本部 推進委員会合同会議	<ul style="list-style-type: none"> ・(新)中心市街地活性化基本計画の策定について ・高崎市中心市街地活性化基本計画策定業務委託業者選定委員会の設置について
	中心市街地活性化推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地活性化基本計画(現行)進捗状況について
平成19年 8月20日	第1回中心市街地活性化推進委員会・検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・(新)中心市街地活性化基本計画の策定について ・現行基本計画掲載事業の進捗状況及び事業効果の調査について ・現行基本計画区域内で実施中又は実施予定の事業に関する調査について ・基本計画策定に係る資料の提供について ・今後の日程について
平成19年 10月25日	第2回中心市街地活性化推進委員会・検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・(新)高崎市中心市街地活性化基本計画骨子(案)について(中間報告) ・中心市街地活性化協議会の設置について ・今後のスケジュールについて
平成20年 2月20日	第2回中心市街地活性化対策推進本部 推進委員会合同会議	<ul style="list-style-type: none"> ・(新)高崎市中心市街地活性化基本計画(案)について ・高崎市中心市街地活性化協議会の設立について ・パブリックコメントの実施について ・認定申請スケジュールについて

(3) 市議会における中心市街地活性化に関する審議の内容

平成20年3月12日市議会市民経済常任委員会に「高崎市中心市街地活性化基本計画(素案)」の説明並びに策定の進捗状況の説明を行い、了承された。

平成20年4月18日市議会新風会所属議員11人に「高崎市中心市街地活性化基本計画(素案)」を基に、本市の目指す中心市街地活性化への取組みについて活発な意見交換を行った。

(4) 市民への広報等の状況

中心市街地活性化に対する市民の声を取り入れるため、平成20年3月17日から4月11日までの26日間、「高崎市中心市街地活性化基本計画(素案)」に対する市民意見の募集(パブリックコメント)を行った。その結果、24件の意見や要望などが寄せられた。これらについては、市のwebサイト上に考え方を公表したほか、本計画への参考とした。

中心市街地活性化に向けた取組みの理解を得るため、まちづくり団体等への説明を行った。

平成20年3月19日	高崎市中心商店街
4月24日	全市域商店街、地域商工会(商業施策説明会)
6月19日	高崎実業組合連合会
6月27日	高崎女性経営者協会

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

本市では、法第15条に基づく中心市街地活性化協議会を平成19年12月18日に設置し、本基本計画に関する協議を行ってきた。また、これに先立って、平成19年11月21日に準備会を設置して、事前準備を行ってきた。

準備会の開催経過、並びに協議会の規約、構成員及び開催経過は、以下のとおりである。

《準備会、協議会の開催経過》

日時	会議名	議 題
平成19年 11月21日	中心市街地活性化 協議会準備会	<ul style="list-style-type: none"> ・本協議会の設立について ・本協議会規約について ・本協議会構成員について
平成19年 12月18日	第1回中心市街地 活性化協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・本協議会の設立について ・本協議会規約の制定について ・本協議会構成員について ・基本計画(案)作成の進捗とスケジュールについて ・委嘱状の交付について
平成20年 3月10日	第2回中心市街地 活性化協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画(案)について ・今後のスケジュールについて
平成20年 6月30日	第3回中心市街地 活性化協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画(案)について ・意見書について

中心市街地活性化協議会から提出された主な意見、及び意見に対する取り扱いは、以下のとおりである。

会議名	要 旨
第1回中心市街地 活性化協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・本協議会の設立、規約、構成員について、各構成員から承諾を得た後、委嘱式を行った。 ・研修会を実施し、まちづくり三法と中心市街地活性化法に対する認識を共有した。
第2回中心市街地 活性化協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画(案)の内容について事務局から報告があった。 ・音楽文化について、ソフト面は充実していると思うが、群馬音楽センターが老朽化していることもあり、今後、ハード面の充実を図っていく必要がある。 ・中心市街地の駐車場整備は、非常に高い水準にあるため、今後、駐車場と一体となった新しい都市づくりを行ってはどうか。 ・商業活力が低下している中、従来にない新たな商業活性化施策を検討していきたい。
第3回中心市街地 活性化協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画(案)の内容について事務局から報告があった。 ・基本計画(案)に対する意見書の作成を行った。

協議会の意見書

平成20年6月30日

高 崎 市 長
松 浦 幸 雄 様

高崎市中心市街地活性化協議会
会 長 原 浩 一 郎

高崎市中心市街地活性化基本計画（案）について（意見書）

高崎市中心市街地活性化協議会は、高崎市中心市街地活性化基本計画（案）（以下「基本計画案」という。）について、概ね妥当であると判断致します。なお、当協議会の意見を下記に申し添えますので、中心市街地活性化に向けての事業実施にあたり配慮していただくようお願い致します。

1. 各事業の実施について

高崎市の中心市街地活性化にとっては、「商都 高崎」の賑わい創出や、誘客による活性化は不可欠である。

そのためには、活性化基本計画案が掲げる基本理念「高崎の活力と新しい文化を創造・発信する“賑わい・交流・文化都心”」、目標像「高崎都市圏の地域活性化を牽引する、経済活力に満ちたまち～“商都・高崎”の再生～」、「市民の出会いと交流の舞台となる、賑わいあふれるまち～広域交流拠点づくり～」、「音楽を中心とした“高崎文化”を創造・発信するまち～文化が薫るまちづくり～」の実現に向けて、基本計画案に盛り込まれた様々な事業を、各主体が確実に実施することが重要である。

2. 長期的な視点を取り入れた中心市街地活性化について

基本計画案に沿って、今後、各事業を実施していくとともに、下記の意見を取り入れ、長期的な視点に立った中心市街地活性化を推進してほしい。

- ①音楽文化について、様々なイベントを実施するなどソフト面については充実しているが、群馬音楽センターが老朽化していることもあり、今後、ハード面の充実を図っていく必要がある。
- ②中心市街地の高い駐車場整備水準に着目し、各駐車場の相互連携などの方策を検証し、駐車場を生かした新しい都市づくりを実施する。

高崎市中心市街地活性化協議会規約

(設置)

第1条 高崎商工会議所及び財団法人 高崎市都市整備公社（以下「設置者」という。）は、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、共同で中心市街地活性化協議会を設置する。

(名称)

第2条 前条に規定する中心市街地活性化協議会は、高崎市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第3条 協議会は、法第9条第1項の規定により高崎市が作成しようとする中心市街地活性化基本計画（以下「基本計画」という。）並びに内閣総理大臣の認定を受けた基本計画（以下「認定基本計画」という。）及びその実施に関し必要な事項について協議し、高崎市中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に寄与することを目的とする。

(活動)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項についての意見提出
- (2) その他中心市街地の活性化に関すること

(構成員、委員)

第5条 協議会は、次の者をもって構成し、委員は、その役・職員の中から設置者が委嘱する。

- (1) 高崎商工会議所
 - (2) 財団法人 高崎市都市整備公社
 - (3) 高崎市
 - (4) 法第15条第4項第1号及び第2号の規定に該当する者
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者
- 2 前項第4号に該当する者であつて、協議会の構成員でないものは、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。この場合においては、協議会は、正当な理由がある場合を除き、当該申し出を拒むことができない。
- 3 前項の申し出により協議会の構成員となった者は、第1項第4号に規定する者でなくなったとき、又はなくなったと認められるときは、協議会を脱会するものとする。
- 4 委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(組織)

第6条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第7条 会長は、高崎商工会議所会頭をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長が指名する者をもって充てる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、委員（代理を含む）の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第9条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局の運営に必要な事項は、高崎商工会議所が処理する。

(補則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

本規約は、平成19年12月18日から施行する。

高崎市中心市街地活性化協議会 構成員

平成 20 年 10 月 1 日現在

(順不同・敬称略)

区 分	構 成 員		所属団体 役職	委 員 名	備 考
	根拠法令	団 体 名			
経済活力の向上	法第 15 条第 1 項関係 (商工会議所)	高崎商工会議 所	会 頭	原 浩 一 郎	
			専務理事	矢 澤 敏 彦	
			小売部会長	根 岸 良 司	
都市機能の増進	法第 15 条第 1 項関係 (中心市街地整備推 進機構)	財)高崎市都市 整備公社	専務理事	山 口 進	
市街地の整備 改善	法第 15 条第 4 項関係 (市 等)	高崎市	商工観光部長	中 島 清 茂	
			都市整備部長	松 本 泰 夫	
商業活性化	法第 15 条第 4 項関係 (商業者)	高崎商店街連 盟	代表幹事	堀 米 正 一	
		(株)スズラン高 崎店	取締役店長	渋 澤 彰 一	
公共交通機関 の利便増進	法第 15 条第 4 項関係 (交通事業者)	東日本旅客鉄 道(株)高崎支社	支社長	鎌 田 伸 一 郎	
関係行政機関 等	法第 15 条第 7 項関係 (治安・防災)	高崎警察署	署 長	藤 原 重 紀	
	法第 15 条第 7 項関係 (関係行政機関)	群馬県産業経 済部商政課	課 長	戸 塚 俊 輔	
地域経済代表	法第 15 条第 8 項関係 (地域経済)	高崎信用金庫	理事長	高 橋 英 美	
地域メディア	法第 15 条第 8 項関係 (地域メディア)	(株)ラジオ高崎	代表取締役社 長	井 上 雅 行	
観 光	法第 15 条第 8 項関係 (観 光)	社)高崎観光協 会	理事長	羽 鳥 修 司	

※ 法第 15 条第 1 項：中心市街地における都市機能の増進を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者及び経済活力の向上を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者

※ 法第 15 条第 4 項：基本計画で定められた事業を実施しようとする者、認定基本計画及びその実施に関し密接な関係を有する者、当該市町村

※ 法第 15 条第 7 項：関係行政機関等、必要があると認める者

※ 法第 15 条第 8 項：必要な協力を求めることができる者

[3] 基本計画に基づく事業・措置の一体的推進

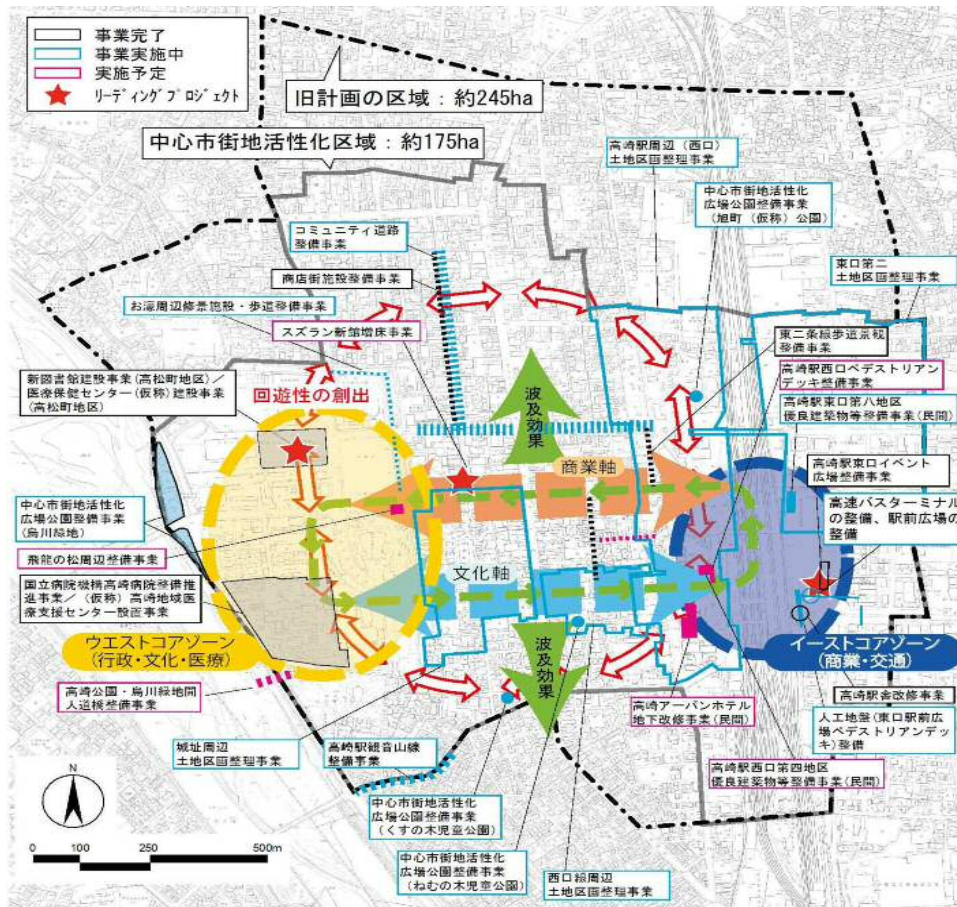
(1) 客観的現状分析、ニーズ分析に基づく事業・措置の集中実施

前段で整理した、旧法に基づく基本計画の進捗状況の総括（44～48 ページ）、地域の現状等に関する統計的なデータ等（8～33 ページ）、並びに地域住民のニーズ等（34～41 ページ）を踏まえて、基本計画に基づく事業・措置の一体的推進を以下のように展開する。

まず、旧基本計画で位置づけた事業の進捗率が必ずしも高くはない理由の一つとして、実現性の見通しの立っていない構想レベルの事業まで盛り込んでいたことが挙げられる。このため本基本計画においては、“選択と集中”の視点に立って事業・措置を集中的に実施するために、熟度が高く実現性の高い事業に絞るとともに、中心市街地の区域自体を、旧基本計画の約 245ha から、予定事業が含まれる約 175ha の区域に縮小した。

また、多数の事業を効率的・効果的に実施するための基本戦略として、中心市街地全体の活性化を誘発する起爆剤としての効果が期待される「高崎駅東口周辺整備」、「新図書館・医療保健センターの建設」、「スズラン高崎店の増床」の3つの事業をリーディングプロジェクトとして位置づけ、これらを強力に推進するとともに、その波及効果を中心市街地全体の再構築に結びつけることをめざしている。

《“選択と集中”の視点に立った事業・措置の集中実施の方針》（51 ページの再掲）

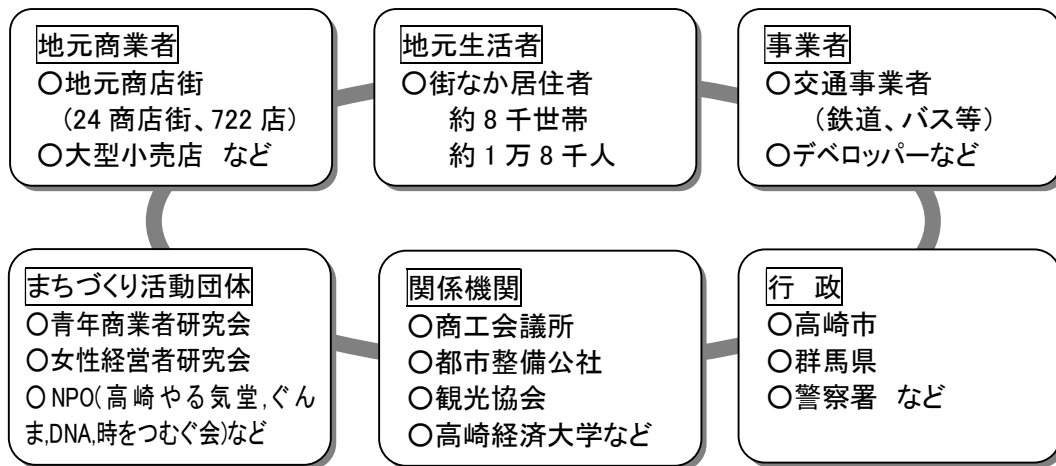


(2) 様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整

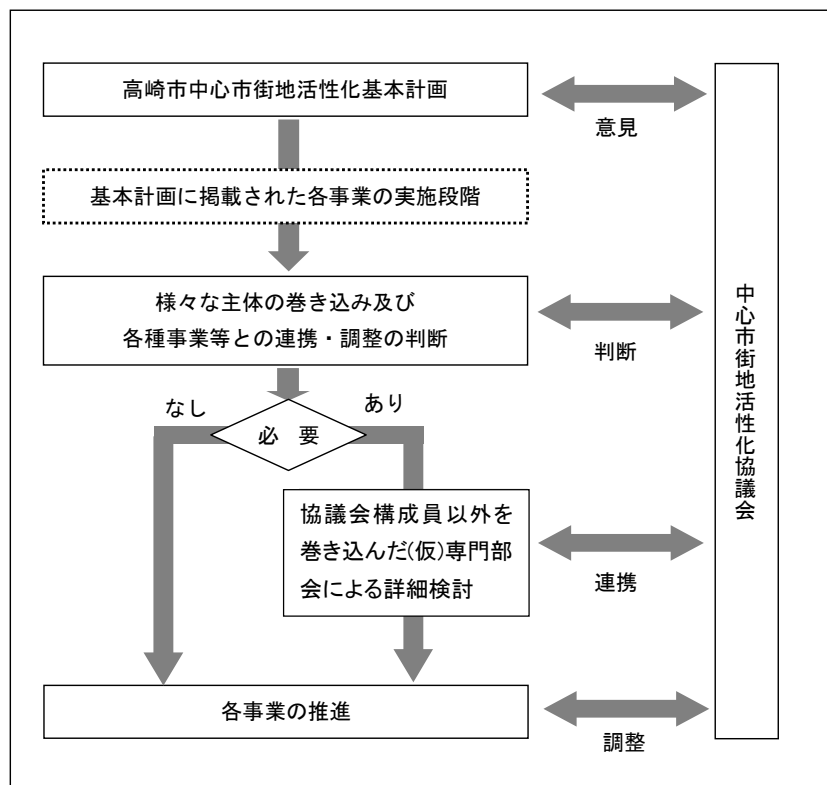
本基本計画においては、様々な主体による 57 の事業を位置づけたが、これら多くの事業を相互に連携・調整しながら効率的・効果的に実施するための方策として、継続的に活性化事業を推進する母体になる地域ぐるみの取組み体制を構築するものとする。

具体的には、今回新たに設置した中心市街地活性化協議会を中心に事業推進を図るものとするが、当協議会の構成員以外にも、様々なまちづくりの担い手がいることから、以下に示す体制・流れで、必要に応じて、協議会構成員以外の様々な主体を巻き込み、また、各種事業間の連携・調整を図りながら、基本計画に基づく事業・措置の一体的推進を図るものとする。

《地域ぐるみの取組み体制図》



《中心市街地活性化協議会を中心とした事業・措置の一体的推進の流れ》



中心市街地では、商店街と大型小売店の連携による販売促進イベントの実施、地元商業者・行政・まちづくり団体の連携による様々なまつりやイベントの開催、協議会構成員である財)高崎市都市整備公社が地域と連携して優良建築物等の整備を行うといった取組みが行われており、今後、本計画の元に各取組みの連携を一層強化していくこととする。

また実際の取組として、昭和 56 年に閉店した、群馬音楽センターとともに“高崎文化”の象徴であった文化サロン「あすなろ」を復活させる動きが、地元商業者・行政・まちづくり団体等の連携によって開始されている。

さらに、本計画の策定を見据えて、高崎経済大学や NPO 等が連携し、空き店舗を活用した地域ブランド商品の開発・販売、空家を活用したまちなか居住の推進、市街地更新の計画づくり、地域づくりを担う人材育成等の取組みを、平成 20 年度地方の元気再生事業の採択を受け、開始している。